

Japan tax alert

EY税理士法人

アルゼンチン当局、非居住者のキャピタルゲイン課税制度を導入

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年4月12日、アルゼンチン当局は、非居住者投資家がキャピタルゲイン及び利子に係る所得税を支払う制度を導入する、一般決議第4227/2018号(以下「同決議」)を官報にて公表しました。

同決議は2018年4月26日より発効されますが、2018年1月1日から4月25日までに行われた課税対象取引については、納税者番号(CUIT番号)に応じて、6月11日から13日の間に源泉税を納付する必要があります。

同決議で取り上げられている事項は、以下の通りです。

- ▶ 税務上「協力的」とみなされる管轄地域に所在する投資家が、アルゼンチンの銀行の定期預金、LEBACs(アルゼンチン中央銀行債券)への投資及びその他の特定の投資から得る利子
- ▶ 税務上「協力的」とみなされる管轄地域に所在する投資家が得るキャピタルゲイン
- ▶ 「非協力的」管轄地域に所在する投資家
- ▶ 税制改革(法律第27,430号)の施行前に行われた取引に係るキャピタルゲイン税の支払い
- ▶ 税務上「協力的」とみなされる管轄地域に所在する投資家が、アルゼンチンの銀行の定期預金、LEBACsへの投資及びその他の特定の投資から得る利子

調整条項(インフレ調整条項等)が付されていないアルゼンチンペソ建て投資には、5%の源泉税率が適用されます。調整条項が付されているアルゼンチンペソ建て投資もしくは外貨建て投資には、15%の源泉税率が適用されます。

一般に、中央銀行もしくは同等の国家機関の監督下にある銀行として認可されている外国人投資家、並びにアルゼンチン中央銀行の監督下にある銀行として認可されている国内の借手は、投資所得の43%のみがアルゼンチン源泉の所得としてみなされます。したがって、実効税率はそれぞれ、2.15%(43%×5%)、6.45%(43%×15%)となります。

源泉徴収義務者は、以下のように定められています。

- ▶ アルゼンチンの銀行の定期預金から生じる利子については、アルゼンチンの銀行
- ▶ LEBACs(アルゼンチン中央銀行債券)については、当該有価証券の保管を行う法人
- ▶ 譲渡可能負債証券、特定のコモン・インベストメント・ファンド(アルゼンチン独自のファンド)、金融信託や同様の契約における債務に対する権利、債券及びその他の特定の投資から生じる利子を支払う者
- ▶ コモン・インベストメント・ファンドに投資する場合は、受託会社もしくは統合型募集・販売代理店(Agente de Colocación y Distribución Integral: ACDI)

税務上「協力的」とみなされる管轄地域に所在する投資家が得るキャピタルゲイン

特定のコモン・インベストメント・ファンドや金融信託を含め、株式もしくはその他の資本参加から生じるキャピタルゲインには、15%の源泉税率が適用されます。一方、負債証券(LEBACs、譲渡可能負債証券、債券等を含む)の場合、調整条項が付されていないアルゼンチン建て投資から生じるキャピタルゲインには5%の源泉税率が適用され、調整条項が付されているアルゼンチン建て投資もしくは外貨建て投資から生じるキャピタルゲインには15%の源泉税率が適用されます。

証券売却から生じる課税対象純利益は、取得額の90%相当額(純利益推定額アプローチ)、あるいは所得税法の規定に従って算出された実際の純利益(純利益実額アプローチ)になります。

課税対象純利益を算出するに当たり、利益の受益者が純利益実額アプローチを選択する場合、受益者は、源泉徴収義務者もしくは指名したアルゼンチンの法定代理人に純利益実額アプローチを選択する旨を報告することが義務付けられています。また受益者は、当該有価証券の取得とその後の売却の事実、並びに税務上の取得原価の計算を証明する書類を提出しなければなりません。源泉徴収義務者及び法定代理人は当該書類に加え、源泉徴収する税額の計算を裏付ける作業書類を保存し、公共歳入連邦管理庁(AFIP)が閲覧できるようにする必要があります。

同決議で定められた源泉税の納付者は、以下の通りです。

- ▶ 取得者がアルゼンチン居住者である場合、当該取得者が源泉税を納付する義務を負います。ただし、以下の場合を除きます。
 - ▶ コモン・インベストメント・ファンドに参加する場合は、受託会社もしくは統合型募集・販売代理店(Agente de Colocación y Distribución Integral: ACDI)が源泉税を納付します。
 - ▶ LEBACs及びその他のアルゼンチン証券委員会の承認に基づく公募により発行された特定の有価証券の場合は、当該証券の保管を行う法人が源泉税を納付します。
- ▶ 取得者が国外居住者である場合は、売手が正式に指名したアルゼンチンの法定代理人が納税を行います。法定代理人が指名されていない場合は、国外の売手が国際銀行送金により納税を行います。

納税方法については、以下のように定められています。

- ▶ アルゼンチン居住の源泉徴収義務者もしくは指名されたアルゼンチンの法定代理人による納税の場合、居住者が源泉徴収した所得税の送金に用いる一般的な方法(SIREとして知られています)により行う必要があります。
- ▶ 国外受益者が納税を行う場合、米ドルもしくはユーロで国際銀行送金により、取引日から10営業日の午前12時(アルゼンチン時間)までに納付しなければなりません。

国際銀行送金の場合、送金額は、支払の前日時点での為替レートをを用いて計算します。同決議では、送金が有効とみなされる要件が定められています。例えば、送金には、株式(もしくはその他の参加持分)が譲渡されるアルゼンチン法人のCUIT番号を含めなければなりません。

「非協力的」管轄地域に所在する投資家

同決議では、国外受益者が税務上「非協力的」とみなされる管轄地域に所在する場合、又はファンドが「非協力的」とみなされる管轄地域から資金提供を受けている場合、純利益推定額の35%に相当する金額を源泉徴収するとしています。

税制改革(法律第27,430号)施行前に行われた取引に係るキャピタルゲイン税の支払い

国外受益者が法律第27,430号の施行前に行った投資取引に係るキャピタルゲイン税は、CUIT番号に応じて、6月11日から13日の間に納付することとなります。

キャピタルゲイン税の納付方法については、以下のように定められています。

- ▶ 以下に該当する場合は、居住者が源泉徴収した所得税の送金に用いる一般的な方法により納付します。
 - ▶ 取得者がアルゼンチン居住者であり、証券取引市場を通じて取引が行われなかった場合
 - ▶ 証券取引市場を通じて取引が行われたが、決済代行機関が源泉徴収を行い税務当局に送金しなかった場合
- ▶ 国外の取得者が証券取引市場を通じて取引を行わなかった場合は、前述した国際銀行送金により納付します。

アルゼンチンで事業を行う企業やアルゼンチンに投資する様々な利害関係者は、今回の追加規制の影響を検討し、アルゼンチンにおける現在及び将来の投資や事業に対する影響を評価する必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EYアルゼンチン

Gustavo Scravaglieri	パートナー	gustavo.scravaglieri@ar.ey.com
Dario Corrente	マネージャー	dario.corrente@ar.ey.com

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ラウル・モレノ	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com

EY米国

森本 琢也	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
-------	-----------	---------------------

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180802

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp